

介護保険施設等における居住費の負担限度額が 令和6年8月1日から変わります

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。



近年の高齢者世帯の光熱・水道料などや在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案し、令和6年8月から、居住費の負担額が**60円（日額）**引き上がります。

負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
1	生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者						
2	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-①	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
3-②	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※ 居住費の負担限度額の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額となります。

負担軽減の対象となる方

利用者負担段階	対象者	預金額（夫婦の場合）
1	生活保護受給者	要件なし
	世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。） 全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
2	世帯全員が住民税非課税 年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
3-①	世帯全員が住民税非課税 年金収入額＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
3-②	世帯全員が住民税非課税 年金収入額＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下

お問合せ先
錦江町役場 介護福祉課 介護チーム
電話 0994-22-3043（直通）